



平成 27 年 1 月 15 日

各 位

会社名 西日本鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 倉富 純男
(コード番号 9031 東証 1 部・福証)
問合せ先 広報室広報課長 日高 悟
(TEL. 092-734-1217)

シンガポール競争委員会の決定の対応について

当社は、平成 26 年 12 月 12 日に開示いたしました「シンガポール競争委員会による決定について」に関して、決定を受け入れ、制裁金を支払うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決定受け入れに至る経緯

本件決定は、平成 21 年 3 月、日本の公正取引委員会より排除措置命令、課徴金納付命令を受けた国際航空貨物利用運送における燃油サーチャージ等に係る価格調整がシンガポール競争法に抵触するとされたものですが、適用法令、事実関係等を総合的に勘案した結果、決定を受け入れることが最善の選択であると判断いたしました。

2. 制裁金の額

330,551 シンガポールドル (約 30 百万円)
(為替レート：1 シンガポールドル=91.15 円で換算)

3. 当社の業績に与える影響

平成 26 年 3 月期において特別損失として計上しております。

4. 今後の対応

本件を真摯に受け止め、引き続き再発防止措置の徹底を図り、独占禁止法を含む関連諸法規の遵守に努めてまいります。

以 上